（医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）

**第二条**　医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十七年厚生労働省告示第百九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|---|
| 十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況<br>イ～ハ　（略）<br>ニ　急性期リハビリテーション加算の算定件数<br>ホ～カ　（略） | （略） | 十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況<br>イ～ハ　（略）<br>（新設）<br>ニ～ワ　（略） | （略） |
| 十四　病床を有する診療所の機能<br>イ～ハ　（略）<br>ニ　有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の算定件数 | （略） | 十四　病床を有する診療所の機能<br>イ～ハ　（略）<br>ニ　有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等（有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。）の算定件数<br>ホ～ト　（略） | （略） |
| 十五　医科歯科の連携状況<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)から(Ⅳ)までの算定件数 | （略） | 十五　医科歯科の連携状況<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)及び(Ⅲ)の算定件数 | （略） |
| レセプト情報による方法（リからカまでにあっては、ファイル等に記録する方法） | （略） | レセプト情報による方法（チからワまでにあっては、ファイル等に記録する方法） | （略） |
| ファイル等に記録する方法（ニにあっては、レセプト情報による方法） | （略） | ファイル等に記録する方法（ニにあっては、ファイル等に記録する方法及びレセプト情報による方法） | （略） |

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。

| 公表内容 | 公表単位 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |